

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分(三件)……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 建築基準法による道路の指定の変更……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………三
- ………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………三
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………五
- ………(同)……………五
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録(二件)……………七
- ………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………七
- 都道の供用開始……………七
- ………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………七
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び四級職(主幹教諭・指導教諭)選考に係る事務委託に関する規約……………二
- ………(東京都教育委員会)……………二

告示(教)

- 技能教育の連携措置に係る科目の追加指定(三件)……………二
- 技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………三
- 消防相互応援協定の一部改正……………三
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………三
- ………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- ………(同)……………四
- 肥料検査成績の公表……………五
- ………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………五
- 消防法に基づく命令……………五
- ………(東京消防庁)……………五
- 平成二十八年四月一日付東京都教育委員会告示第十六号……………五

告示

正誤

●東京都告示第七百二二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 オールユニバース株式会社

- (二) 代表者氏名 代表取締役 横倉 道隆
 - (三) 主たる事務所の所在地 杉並区井草四丁目二番十一号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(9)第四二五一六号
 - (五) 免許年月日 平成二十五年一月七日
 - 二 処分年月日 平成二十九年三月二十三日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止七日間(平成二十九年四月七日から同月十三日まで)
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第五号
- 東京都告示第七百三三三号
- 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 平成二十九年四月十日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 被処分者
- (一) 商号 有限会社オールネットワーク
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 横倉 初美
 - (三) 主たる事務所の所在地 杉並区井草四丁目二番十一号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(10)第四一二四二二号
 - (五) 免許年月日 平成二十八年十一月二十日
 - 二 処分年月日 平成二十九年三月二十三日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止七日間(平成二十九年四月七日から同月十三日まで)
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第五号
- 東京都告示第七百四四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 M D B プ ラ ン ニ ン グ 株 式 会 社

(二) 代表者氏名 代表取締役 勢川 浩章

(三) 主たる事務 板橋区大山東町三十八番六号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九二九二二二号

(五) 免許年月日 平成二十八年四月二十二日

二 処分年月日 平成二十九年三月二十八日

三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間(平成二十九年四月十二日から同年五月三日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第十三條第二項及び第六十五條第二項第二号

●東京都告示第七百五十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十條第一項の規定に基づき東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同條第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十八年一月十八日から平成三十年三月三十一日

まで

三 施行地区

東村山市廻田町一丁目の一部

四 事務所の所在地

東村山市本町一丁目十六番地五

五 設立認可の年月日

平成二十八年一月十八日

六 変更認可の年月日

平成二十九年四月十日

●東京都告示第七百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二條第一項第五号の規定による道路	平成二十九年三月十日	武蔵村山市大南二丁目二十九番十七	延長八・六八 幅員四・五〇
----------------------	------------	------------------	------------------

●東京都告示第七百七七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二條第二項の規定による道路	平成二十九年二月二十七日	稲城市大字矢野口字榎戸千二百七十五番一、千二百七十七番二、千三百四十番二、同番五、同番八、同番十四、千三百四十四番及び千三百四十五番三	延長市道二四一号 九・八四 市道三三九号 四五・八六 幅員市道二四一号 三・八〇 市道三三九号 二・八〇
-------------------	--------------	---	---

稲城市大字矢野口字榎戸千二百七十七、千二百七十七、千三百一三、千三百四十一、千三百四十七	延長八・六八 幅員四・五〇
--	------------------

幅員四・五〇

●東京都告示第七百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社グローバルファウンデーション	ハートtoハート	墨田区菊川2-19-13	平成29年1月1日
日本システム企画株式会社	ライフサポート みなづき	練馬区真井5-28-10	同日
社会福祉法人東京都知的障害者育成会	在宅介護ステーション山崎	東村山市諏訪町1-6-1	同日
アーチ介護株式会社	アーチ介護立石	葛飾区立石8-19-5	平成29年1月27日
榮光ライフケアサポート株式会社	榮光ライフケアサポート	港区三田5-16-3	平成29年1月31日
有限会社ケアサービス碑文谷	有限会社ケアサービス碑文谷	目黒区碑文谷1-21-7	同日
株式会社世田谷介護サービス	株式会社世田谷介護サービス	世田谷区世田谷1-42-11	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八幡山	世田谷区八幡山3-34-15 藤和シテイコープ八幡山1号	同日
株式会社HCM	アミカ大塚介護センター	豊島区南池袋4-18-5 ウィンクルNM101	同日
有限会社飛翔	訪問介護紙風船ヘルバーステーション	板橋区小豆沢2-34-21	同日
有限会社大門介護サービス	有限会社大門介護サービス	練馬区豊玉北5-19-8-303	同日
有限会社花木水木家政婦紹介所	花木水木ケアサービス	町田市上小山田町2883-7	同日
株式会社ふじヘルパーセンター	株式会社ふじヘルパーセンター	小平市学園西町3-24-18	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社グローバルファウンデーション	ヘルバーステーション ハートtoハート	墨田区菊川2-19-13	平成29年1月1日
日本システム企画株式会社	ライフサポート みなづき	練馬区真井5-28-10	同日
社会福祉法人東京都知的障害者育成会	在宅介護ステーション山崎	東村山市諏訪町1-6-1	同日
有限会社ベルハートサポート	ベルハートサポート	港区芝浦4-9-18-316	平成29年1月23日
アーチ介護株式会社	アーチ介護立石	葛飾区立石8-19-5	平成29年1月27日
有限会社ケアサービス碑文谷	有限会社ケアサービス碑文谷	目黒区碑文谷1-21-7	平成29年1月31日

株式会社世田谷介護サービス	株式会社世田谷介護サービス	世田谷区世田谷1-42-11	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八幡山	世田谷区八幡山3-34-15 藤和シティコープ八幡山1階	同日
株式会社HCM	アミカ大塚介護センター	豊島区南池袋4-18-5 ウィンクルNM101	同日
有限会社飛翔	訪問介護紙風船ヘルパーステーション	板橋区小豆沢2-34-21	同日
有限会社大門介護サービス	有限会社大門介護サービス	練馬区豊玉北5-19-8-303	同日
有限会社花木水家放線紹介所	花木水ケアサービス	町田市上小山田町2883-7	同日
株式会社ふじヘルパーセンター	株式会社ふじヘルパーセンター	小平市学園西町3-24-18	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社グローバルファウンデーション	ハートtoハート	墨田区菊川2-19-13	平成29年1月1日
有限会社ベルハートサポート	ベルハートサポート	港区芝浦4-9-18-316	平成29年1月23日
アーチ介護株式会社	アーチ介護立石	葛飾区立石4-26-15	平成29年1月27日
栄光ライフケアサポート株式会社	栄光ライフケアサポート	港区三田5-16-3	平成29年1月31日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ台東ケアセンター	台東区浅草7-5-4 1階	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八幡山	世田谷区八幡山3-34-15 藤和シティコープ八幡山1階	同日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ中野ケアセンター	中野区野方5-16-6 ノガタファイブ1階	同日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ杉並ケアセンター	杉並区方南2-6-28	同日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ荒川ケアセンター	荒川区町屋5-10-5	同日
有限会社飛翔	訪問介護紙風船ヘルパーステーション	板橋区小豆沢2-34-21	同日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ練馬ケアセンター	練馬区貫井2-24-2 ニューパールマンション1階	同日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ足立ケアセンター	足立区東和2-26-15 ハイクレスト海老原NO.3 1階	同日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日

社会福祉法人東京都知的障害者育成会	在宅介護ステーション山崎	東村山市諏訪町1-6-1	平成29年1月1日
株式会社世田谷介護サービス	株式会社世田谷介護サービス	世田谷区世田谷1-42-11	平成29年1月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人原町成年寮	原町成年寮あらかわセンター	荒川区東日暮里3-24-1 4階	平成29年1月31日

●東京都告示第七百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項の規定により、平成二十九年二月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
プラスナース株式会社	きりん訪問介護ステーション東京	千代田区内神田3-2-4 ライトビル301			
アイム株式会社	アイム介護福祉支援センター	港区北青山1-3-1 鹿島ビル5階			
有限会社健康ライブ	ケアセンター家族	台東区竜泉1-14-5 B1階			
グッドワン株式会社	グッドワン	江東区住吉1-14-11			
アバ株式会社	訪問介護 アバ	目黒区中根2-8-24 CADENZA103			
株式会社エヌワイ	こころケア千歳船橋	世田谷区桜丘2-8-10 フォンティエヌ202			
合同会社Each Care世田谷	Each Care 世田谷	世田谷区若林4-17-3			
株式会社ツクイ	ツクイ板橋第二	板橋区氷川町41-3 後藤ビル1階			
株式会社あすなる	ケアサービスあすなる	練馬区東大泉3-4-16 第2大新マンション103			
ALSOKあんしんケアサポート株式会社	かたくり光が丘	練馬区土支田3-47-7 オフィスKAMAYA	身体障害者	精神障害者	障害児
株式会社コクアプランニング	コクアプランニング	江戸川区東葛西5-12-15 ビジネスゲート葛西5F-A	身体障害者		
株式会社オーケア	株式会社オーケア	江戸川区東葛西2-26-14 プラザ田町101			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵野台	府中市白糸台5-37-12 エリール紺野1階			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ国分寺	国分寺市南町1-12-7 国分寺南町事務所1階			

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
プラスナース株式会社	きりん訪問介護ステーション東京	千代田区内神田3-2-4 ライトビル301			
アイム株式会社	アイム介護福祉支援センター	港区北青山1-3-1 鹿島ビル5階			
有限会社健康ライブ	ケアセンター家族	台東区竜泉1-14-5 B1階			
グッドワン株式会社	グッドワン	江東区住吉1-14-11			
アバ株式会社	訪問介護 アバ	目黒区中根2-8-24 CADENZA103			
株式会社エヌワイ	こころケア千歳船橋	世田谷区桜丘2-8-10 フォンティエヌ202			
合同会社Each Care世田谷	Each Care 世田谷	世田谷区若林4-17-3			

株式会社ツクイ	ツクイ板橋第二	板橋区氷川町41-3 後藤ビル1階		
株式会社あすなろ	ケアサービスあすなろ	練馬区東大泉3-4-16 第2大新マンション103		
ALSOKあんしんケアサポート株式会社	かたくり光が丘	練馬区土支田3-47-7 オフィスKAMAYA	身体障害者	精神障害者
株式会社コクアプランニング	コクアプランニング	江戸川区東葛西5-12-15 ビジネスゲート葛西5F-A	身体障害者	
株式会社オーケア	株式会社オーケア	江戸川区東葛西2-26-14 プラザ田町101		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵野台	府中市白糸台5-37-12 エリアル紺野1階		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ国分寺	国分寺市南町1-12-7 国分寺南町事務所1階		

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
プラスナース株式会社	きりん訪問介護ステーション東京	千代田区内神田3-2-4 テイトビル301		
有限会社健康ライブ	ケアセンター家族	台東区竜泉1-14-5 B1階		
グッドワン株式会社	グッドワン	江東区住吉1-14-11		
株式会社エヌワイ	こころケア千歳船橋	世田谷区桜丘2-8-10 フォンティーズ202		
株式会社オーケア	株式会社オーケア	江戸川区東葛西2-26-14 プラザ田町101		

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社スマイル・キッズ	移動支援事業所スマイルアクティブ	大田区南久が原2-12-14 三立ビル1階		
株式会社オーケア	株式会社オーケア	江戸川区東葛西2-26-14 プラザ田町101		

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社イグレックコーポレーション	オーベルジュばざば	板橋区高島平7-35-16 春日ビル1階	身体障害者	知的障害者	障害児

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社 Melk	Melk 赤羽Office	北区赤羽2-21-2 SD.Building3階		

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
一般社団法人 イドコロ	スマカ たちかわ	立川市

●東京都告示第七十号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十四条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する養成施設(以下「登録養成施設」という。)として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所在地 登録年月日
昭和女子大学生生活科学 世田谷区太子堂二丁目 平成二十九年三月二十九日
部食安全マネジメント 目七番五十七号
学科 九日

●東京都告示第七十一号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十四条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する養成施設(以下「登録養成施設」という。)として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所在地 登録年月日

玉川大学農学部先端食 町田市玉川学園六丁目 平成二十九年三月二十九日
農学科食品衛生管理者 目一番一号
等資格コース 九日

●東京都告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

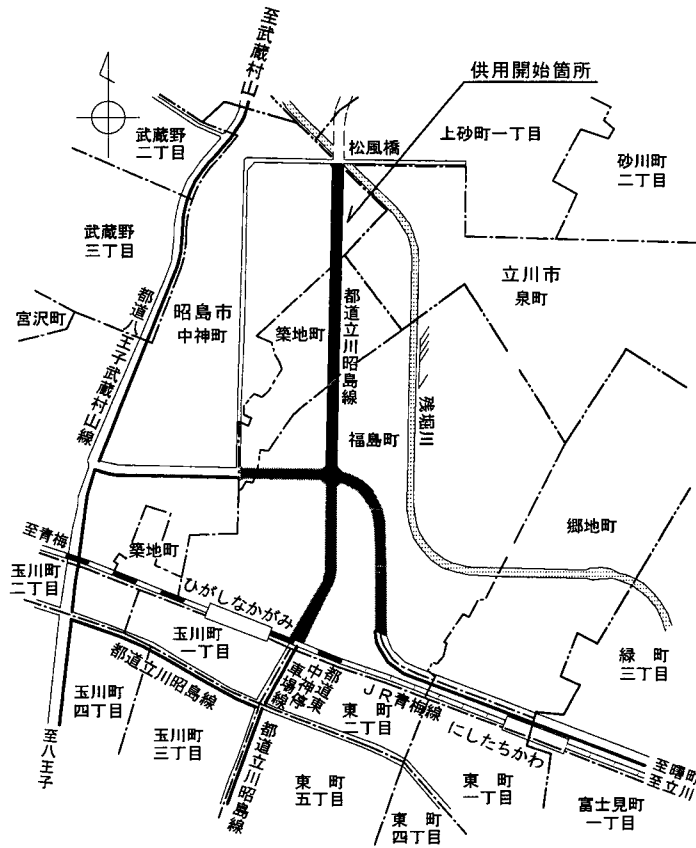
平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

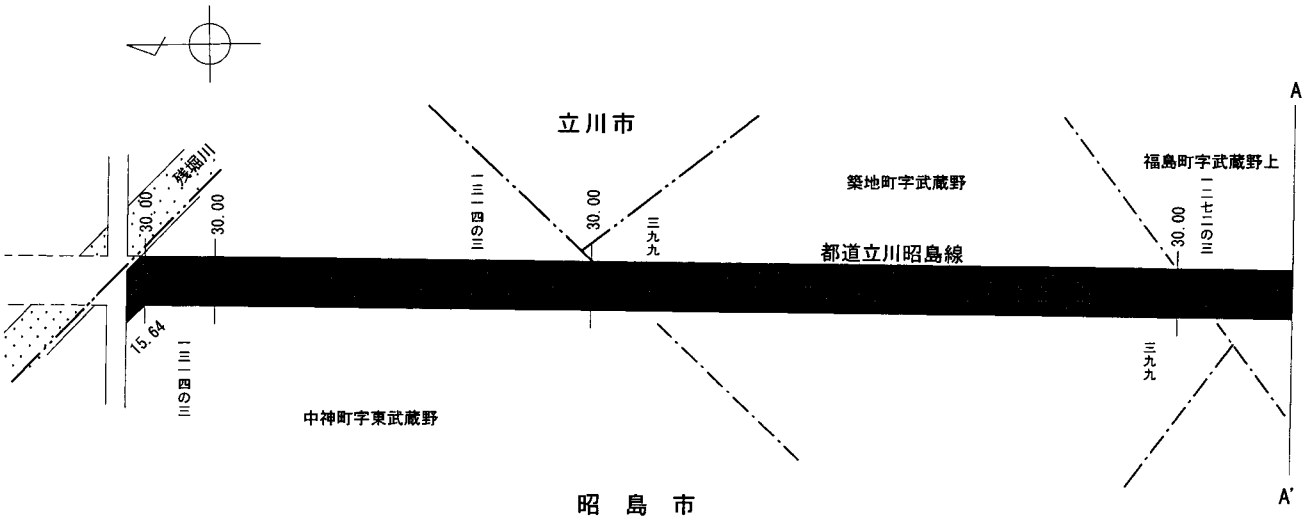
- 一 路線名 立川昭島
- 二 供用開始の区間 昭島市福島町字砂川道上千二十六番二地先から同市中神町字東武蔵野千三百十四番三地内まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成二十九年四月十日

別図

都道立川昭島線供用開始略図
昭島市福島町字砂川道上へ中神町字東武蔵野



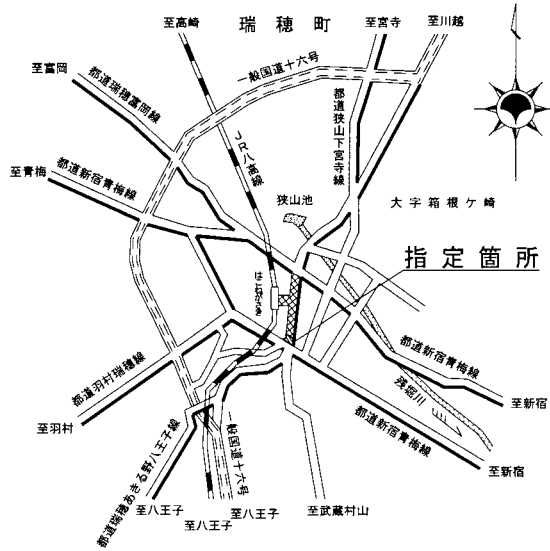
都道
 市道
 供用開始区域
 計画線
 延長 二、一八七・九九メートル
 面積 五四、九九一・六六平方メートル
 供用除外区域



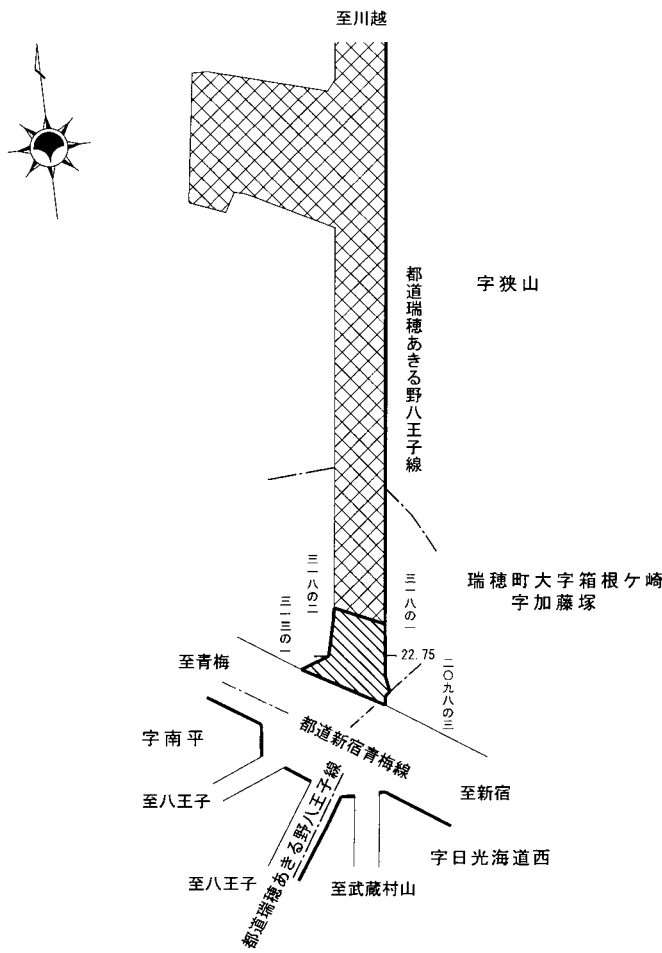
●東京都告示第七百十三号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道瑞穂あきる野八王子線
 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内



延長 三五・四一メートル
 (電線共同溝予定名称 瑞穂あきる野八王子・七号)
 既指定区間
 指定区間
 町道
 都道
 一般国道



平成二十九年四月十日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道瑞穂あきる野八王子線
 二 指定する区間 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字加藤塚 三百十八番二地先から同町大字箱根ヶ

三 指定の概要
 崎字日光海道西二千九十八番三地先まで
 別図表示のとおり

●東京都告示第七百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十四第一項の規定に基づき、杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び四級職(主幹教諭・指導教諭)選考に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二條の二第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び四級職(主幹教諭・指導教諭)選考に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十四第一項の規定に基づき、杉並区(以下「甲」という。)は、杉並区学校教育職員(杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号)第二条に規定する者を含む。)の教育管理職選考及び四級職(主幹教諭・指導教諭)選考に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。(経費の負担)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

(収入の帰属)

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙に帰属する。

(収入及び支出の経理)

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第六条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程等が制定若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に一年間継続するものとし、以後この例による。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十二号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四條第三項の規定に基づき、学校法人啓倫学園 国際パティシエ調理師専門学校の連携措置に係る科目について

平成二十九年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

平成二十九年四月十日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

製菓高等課程 製菓衛生師科

衛生法規

製菓実習

衛生高等課程 調理師科

食品衛生学

食文化概論

調理実習

公衆衛生

調理

食品衛生

食文化

調理

●東京都教育委員会告示第十三号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四條第三項の規定に基づき、北海道芸術高等学院(東京池袋)の連携措置に係る科目について平成二十九年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

平成二十九年四月十日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

広告と販売促進

課題研究 I

広告と販売促進

課題研究

●東京都教育委員会告示第十四号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田みのり高等部の連携措置に係る科目について平成二十九年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

平成二十九年四月十日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

追加指定した連携措置に係る科目
簿記
簿記
簿記

東京都教育委員会告示第十五号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、野田鎌田学園杉並高等学校の連携措置に係る科目について平成二十九年四月一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

平成二十九年四月十日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目
調理高等科
食品衛生実習
食品衛生
栄養
栄養

指定の解除をした連携措置に係る科目
調理高等科
食品衛生実習
食品衛生
栄養
栄養

指定の解除をした連携措置に係る科目
調理高等科
食品衛生実習
食品衛生
栄養
栄養

指定の解除をした連携措置に係る科目
調理高等科
食品衛生実習
食品衛生
栄養
栄養

指定の解除をした連携措置に係る科目
調理高等科
食品衛生実習
食品衛生
栄養
栄養

告示(消)

東京消防庁告示第3号
消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき

つへ東京消防庁と稲城市との間における消防相互応援協定の一部を改正する協定を次のように締結した。

平成29年4月10日

東京消防庁
消防総監 高橋 淳

東京消防庁消防相互応援協定の一部を改正する協定
稲城市
東京消防庁消防相互応援協定(昭和45年5月)の一部を改正する協定を次のように締結する。

別表を次のように改める。

東京消防庁側の応援区域	稲城市側の応援区域
稲城市のうち 押立全区域 矢野口のうち 京王相模原線以北 東長沼のうち 京王相模原線以北 大丸のうち 多摩サービス補助施設を除く地域 百村のうち 京王相模原線以北 坂浜のうち 長峰・若葉台以北 向陽台一丁目 向陽台二丁目 向陽台三丁目 向陽台四丁目 向陽台五丁目 向陽台六丁目 長峰二丁目 長峰三丁目 若葉台一丁目 若葉台二丁目 若葉台	府中市のうち 小柳町一丁目 小柳町二丁目 小柳町三丁目 小柳町四丁目 小柳町五丁目 小柳町六丁目 是政一丁目 是政二丁目 是政三丁目 是政四丁目 是政五丁目 是政六丁目 日吉町 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 本町五丁目 矢崎町一丁目 矢崎町二丁目 矢崎町三丁目 矢崎町四丁目 矢崎町五丁目 押立町 立町五丁目 調布市のうち 飛田給二丁目 飛田給三丁目 飛田給四丁目 飛田給五丁目 飛田給六丁目 飛田給七丁目 飛田給八丁目 飛田給九丁目 飛田給十丁目 飛田給十一丁目 飛田給十二丁目 飛田給十三丁目 飛田給十四丁目 飛田給十五丁目 飛田給十六丁目 飛田給十七丁目 飛田給十八丁目 飛田給十九丁目 飛田給二十丁目 飛田給二十一丁目 飛田給二十二丁目 飛田給二十三丁目 飛田給二十四丁目 飛田給二十五丁目 飛田給二十六丁目 飛田給二十七丁目 飛田給二十八丁目 飛田給二十九丁目 飛田給三十丁目 飛田給三十一丁目 飛田給三十二丁目 飛田給三十三丁目 飛田給三十四丁目 飛田給三十五丁目 飛田給三十六丁目 飛田給三十七丁目 飛田給三十八丁目 飛田給三十九丁目 飛田給四十丁目 飛田給四十一丁目 飛田給四十二丁目 飛田給四十三丁目 飛田給四十四丁目 飛田給四十五丁目 飛田給四十六丁目 飛田給四十七丁目 飛田給四十八丁目 飛田給四十九丁目 飛田給五十丁目 飛田給五十一丁目 飛田給五十二丁目 飛田給五十三丁目 飛田給五十四丁目 飛田給五十五丁目 飛田給五十六丁目 飛田給五十七丁目 飛田給五十八丁目 飛田給五十九丁目 飛田給六十丁目 飛田給六十一丁目 飛田給六十二丁目 飛田給六十三丁目 飛田給六十四丁目 飛田給六十五丁目 飛田給六十六丁目 飛田給六十七丁目 飛田給六十八丁目 飛田給六十九丁目 飛田給七十丁目 飛田給七十一丁目 飛田給七十二丁目 飛田給七十三丁目 飛田給七十四丁目 飛田給七十五丁目 飛田給七十六丁目 飛田給七十七丁目 飛田給七十八丁目 飛田給七十九丁目 飛田給八十丁目 飛田給八十一丁目 飛田給八十二丁目 飛田給八十三丁目 飛田給八十四丁目 飛田給八十五丁目 飛田給八十六丁目 飛田給八十七丁目 飛田給八十八丁目 飛田給八十九丁目 飛田給九十丁目 飛田給九十一丁目 飛田給九十二丁目 飛田給九十三丁目 飛田給九十四丁目 飛田給九十五丁目 飛田給九十六丁目 飛田給九十七丁目 飛田給九十八丁目 飛田給九十九丁目 飛田給一百丁目

別表

公告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名
許可を受けた者の
金 子 博

国分寺市東戸倉二丁目四十番
三、並木町一丁目一番一及び
同番四
武蔵野市吉祥寺本町一丁目
三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

三丁目 若葉台四丁目	下石原二丁目 下石原三丁目 多摩川一丁目 多摩川二丁目 多摩川三丁目 多摩川四丁目 多摩市のうち 諏訪一丁目 聖ヶ丘二丁目 聖ヶ丘三丁目 聖ヶ丘四丁目 聖ヶ丘五丁目 聖ヶ丘六丁目 連光寺六丁目
------------	---

附則

この協定は、平成29年4月1日から効力を生ずる。
平成29年3月24日
東京消防庁
消防総監 高橋 淳

稲城市 長高橋 勝 浩

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

府中市分梅町三丁目四十七番
 一、同番一地先、同番十一、
 五十四番四、同番十七及び同
 番十八 小平市鈴木町一丁目四百七
 十二番地四十
 誠賀建設株式会社
 代表取締役 加賀美 誠

府中市天神町二丁目十三番一
 の一部 立川市錦町二丁目四番三
 号
 株式会社ライズウエル
 代表取締役 渡邊 裕

多摩市大字東寺方字四号五百
 十番三十二及び同番三十三 西東京市芝久保町四丁目二
 十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 西野 弘

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の
 届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
 十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、西武池袋線
 （練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び
 同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業に
 ついて、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第
 二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定によ
 り公告する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
 地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

西武鉄道株式会社

代表取締役社長 若林 久

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十一番地の一

二 対象事業の名称

西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立
 体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）
 の複々線化事業

三 工事着手の年月日

平成十九年八月七日

四 工事完了の年月日

平成二十九年二月二十四日

五 届出日

平成二十九年三月九日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店
 舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
 より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
 する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、平成二十九年四月十日から四月以内に東京都産業
 労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
 号）に到着するよう提出してください。
 平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 水川台三丁目物販店舗計
 画

二 店舗所在地 練馬区水川台三丁目七十八番ほか

三 設置者名 株式会社仁徳

四 設置者住所 練馬区氷川台一丁目十一番六号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション

六 新設をする日 平成二十九年十一月八日

七 店舗面積の合計 千八百五十五平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 五十八台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百二十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四十平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設等の位置及び容量 店舗内 十・六六立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北東側 三台</p>	<p>ついて 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十九年四月十日 東京都知事 小 池 百合子 新宿パークタワー</p>
<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北東側</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百三十一平方メートル</p>	<p>一 店舗名 新宿パークタワー</p>
<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 七・〇立方メートル</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目七番一号</p>
<p>十七 届出日 平成二十九年三月七日</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時</p>	<p>三 設置者名 東京ガス都市開発株式会社</p>
<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後八時</p>	<p>四 設置者住所 新宿区西新宿三丁目七番一号</p>
<p>十九 縦覧期間 平成二十九年四月十日から同年八月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで</p>	<p>五 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 店舗北側ほか</p>
<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗西側</p>	<p>六 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北側</p>
<p>一 店舗名 (仮称)銀座朝日ビル</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後十時まで</p>	<p>七 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで</p>
<p>二 店舗所在地 中央区銀座六丁目百三番二</p>	<p>十七 届出日 平成二十九年三月十四日</p>	<p>八 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に</p>
<p>三 設置者名 株式会社朝日新聞社</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>九 縦覧期間 平成二十九年四月十日から同年八月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島二丁目三番十八号</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十九年四月十日から同年八月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北側</p>
<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで</p>
<p>六 新設をする日 平成二十九年十一月十五日</p>	<p>七 店舗面積の合計 千三百九十六平方メートル</p>	<p>十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで</p>
<p>七 店舗面積の合計 千三百九十六平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 十四台</p>	<p>十三 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで</p>
<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 十四台</p>	<p>九 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に</p>	<p>十四 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで</p>

八 変更後の荷さばき 午前七時から午後十一時まで
 施設において荷さばきを行うことができる時間帯

九 変更日 平成二十九年四月七日

十 届出日 平成二十九年三月二十八日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十九年四月十日から同年八月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小池百合子

平成28年12月から29年2月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)届出業者	届出名(商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	調布市	たい肥(せん定枝葉)	1.9	0.38	0.9	15	49	4.3	21	76.7	
堆肥	公益財団法人 東京都農林水産振興財団	とうきょう元気堆肥	2.7	2.2	2.7	48	251	6.0	14	45.7	
堆肥	進栄緑化サービス有限会社	たい肥(剪定枝)	1.5	0.1	1.2	29	98	2.9	25	62.5	
堆肥	公益財団法人 日野市環境緑化協会	腐葉土	0.9	0.2	0.1	62	110	3.0	16	55.5	
堆肥	株式会社パレスエンタープライズ	エコパレス立川	3.2	0.6	0.2	4	22	2.2	14	4.1	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月十日

東京消防庁

赤坂消防署長 松本 清

- 一 防火対象物の所在地 港区南青山三丁目一番三十六号
- 二 防火対象物の名称 青山丸竹ビル
- 三 命令を受けた者 松井 茂
- 四 命令事項 平成二十九年六月三十日までに、二の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。
- 五 命令年月日 平成二十九年三月二日

正 誤

○平成二十八年四月一日付東京都教育委員会告示第十六号

ページ一段一行一 誤 一 正
 十八 上 十四 東京都小平市小 東京都小平市小
 中 二 川東町五丁目二 川東町五丁目二
 二 食品生産学 十一番地十四号 十一番十四号
 食材生産学

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。